育児・介護休業等に関する労使協定

一般社団法人　沖縄県社会福祉士会　と従業員代表＿＿＿＿＿＿＿は、当社における育児・介護休業等に関し、以下のとおり協定する。

第1条（育児休業の申出を拒むことができる従業員）
次の従業員から１歳（法定要件に該当する場合は１歳６ヶ月または２歳）に満たない子を養育するための育児休業の申出があったときは、会社はその申出を拒むことができるものとする。
①入社１年未満の従業員
②申出の日から１年以内（1歳６ヶ月および２歳までの休業の申出の場合は６ヶ月以内）に雇用関係が終了することが明らかな従業員
③1週間の所定労働日数が２日以下の従業員
2. 次の従業員から出生時育児休業の申出があったときは、会社はその申出を拒むことができるものとする。
①入社１年未満の従業員
②申出の日から８週間以内に雇用関係が終了することが明らかな従業員
③1週間の所定労働日数が２日以下の従業員

第2条（介護休業の申出を拒むことができる従業員）
次の従業員から介護休業の申出があったときは、会社はその申出を拒むことができるものとする。
①入社１年未満の従業員
②申出の日から93日以内に雇用関係が終了することが明らかな従業員
③1週間の所定労働日数が２日以下の従業員

第3条（子の看護休暇・介護休暇の申出を拒むことができる従業員）
次の従業員から子の看護休暇・介護休暇の申出があったときは、会社はその申出を拒むことができるものとする。
①入社６ヶ月未満の従業員
②1週間の所定労働日数が２日以下の従業員

第4条（育児・介護のための所定外労働の制限の請求を拒むことができる従業員）
次の従業員から所定外労働の制限の請求があったときは、会社はその請求を拒むことができるものとする。
①入社１年未満の従業員
②1週間の所定労働日数が２日以下の従業員

第5条（介護短時間勤務の申出を拒むことができる従業員）
次の従業員から介護短時間勤務の申出があったときは、会社はその申出を拒むことができるものとする。
①入社１年未満の従業員
②1週間の所定労働日数が２日以下の従業員

第6条（従業員への通知）
第1条から第5条までのいずれかの規定により、従業員の申出を拒むときは、会社はその旨を従業員に通知するものとする。

第7条（出生時育児休業の申出期限）
　会社は、出生時育児休業の申出が円滑に行われるよう、次の措置のいずれかを講じることとする。その場合、会社は、出生時育児休業の申出期限を出生時育児休業を開始する日の1ヶ月前までとすることができるものとする。
①全従業員に対し、年1回以上、育児休業制度（出生時育児休業含む。以下同じ。）の意義や制度の内容、申請方法等に関する研修を実施すること。
②育児休業に関する相談窓口を事務局に設置し、従業員に周知すること。
③育児休業について、法人として、毎年度「男性従業員の取得率〇％以上　取得期間平均〇ヶ月以上」「女性従業員の取得率〇％以上」を達成することを目標とし、この目標及び育児休業の取得の促進に関する方針を社長から従業員に定期的に周知すること。また、男性従業員の取得率や期間の目標については、達成状況を踏まえて必要な際には上方修正を行うことについて労使間で協議を行うこと。
④育児休業申出に係る従業員の意向について、事務局から、当該従業員に書面を交付し回答を求めることで確認する措置を講じた上で、従業員から回答がない場合には、再度当該従業員の意向確認を実施し、当該従業員の意向の把握を行うこと。

第8条（出生時育児休業中の就業）
　出生時育児休業中の就業を希望する従業員は、就業可能日等を申出ることができるものとする。

第 11 条（有効期間）
　本協定の有効期間は、　　年　月　日から　　年　月　日までとする。ただし、有効期間満了の1ヶ月前までに、会社、従業員代表いずれからも申出がないときには、更に 1 年間有効期間を延長するものとし、以降も同様とする。

　　年　　月　　日

一般社団法人　沖縄県社会福祉士会
代表理事　　印

従業員代表　　印